令和８年 11 月２日

株式会社 清水銀行

# 定期預金の満期日前解約利率算出方法の変更について

平素より清水銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では、近年の金利環境の変化を踏まえ、定期預金をお預けいただいているお客さま間の公平性の維持と商品性の適正化のために、以下のとおり満期日前解約利率の算出方法を変更いたします。お客さまには何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

１．改定日

(1)令和９年２月１日(月)

２．対象商品・対象規定

(1)自由金利型定期預金(M 型)〔単利型〕

(2)自動継続自由金利型定期預金(M 型)〔単利型〕

(3)自由金利型定期預金(M 型)〔複利型〕

(4)自動継続自由金利型定期預金(M 型)〔複利型〕

３．変更内容

【変更前】　　Ⅲ．Ⅰ・Ⅱの共通規程　1.（付利単位、満期日前解約）（２）抜粋

次の A の利率を満期日前解約利率とし、この利率が B を下回る場合は、B を満期日前解約利率とします。

A.　預入日における自由金利型定期預金（M 型）の満期日までの期間（以下、約定期間という）に応じた当行所定の方法で表示した利率（以下、店頭表示利率という）×下記預入日から解約日までの期間（以下、預入期間という）に応じた掛け目（※）

B.　解約日における普通預金利率

【変更後】

預入日における自由金利型定期預金（M 型）の満期日までの期間（以下、約定期間という）に応じた当行所定の方法で表示した利率（以下、店頭表示利率という）×下記預入日から解約日までの期間（以下、預入期間という）に応じた掛け目（※）

※　掛け目の変更はございません。

４．その他

・本変更に伴い、満期日前解約時の受取利息が従来の算出方法による場合より少なくなることがあります。

・既にお預け入れいただいている対象定期預金についても、改定日以降に満期日前解約される場合は、変更後の算出方法を適用します。

・満期日までお預け入れいただく場合の約定利率および満期時の受取利息に変更はありません。

【本件に対するお問い合わせ】

株式会社清水銀行　営業統括部　　TEL054-366-9990